

ミツヒロニュース



3月です。タワーマンションを活用した相続税対策に本格的なメスが入り、高層階は評価を引き上げ、低層階は評価を下げることにになりそうです。従来は、同じ面積であればどの階でも同じ評価だったので、1億円で購入したマンションが3千万円の評価額になることもありましたが、今後は階により補正がかけられ節税効果が減少することになりそうです。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇美術品の償却開始
- ◇グリーン投資減税の改正と補助金の取扱い
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(46) 「印紙税の取扱い①」
- ◇今月のお勧めセミナー 「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき 「物が二重に!？」

美術品の償却開始

従来、20万円以上の絵画、美術品は、減価償却はできませんでした。平成26年12月19日の通達改正で、100万円未満で購入した絵画、美術品は減価償却することができることになりました。

今回の通達改正の内容は？

(1) 改正前の通達

- ①美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る作品であるか
 - ②取得価額が1点20万円（絵画にあっては号当たり2万円）以上であるか
- により、美術品等が減価償却資産に該当するかどうか判定しました。

(2) 改正後の通達

1点当たりの取得価額が 100万円未満	原則として、 減価償却資産 (注)「時の経過によりその価値の減少しないことが明らか」である場合には、非減価償却資産に該当
1点当たりの取得価額が 100万円以上	原則として、 非減価償却資産 (注)「時の経過によりその価値の減少することが明らか」である場合には、減価償却資産に該当

上記に区分して取扱うこととなりました。

(3) 絵画や彫刻などの美術品等で減価償却資産に該当するものの耐用年数は何年ですか？

減価償却資産に該当する美術品等の法定耐用年数は、それぞれの美術品等の構造や材質等に応じて、耐令の別表第一に掲げる区分に従って判定することとなります。例えば、その美術品等が「器具及び備品」の室内装飾品に該当する場合には、次のとおりとなります（法令13、耐令別表第一）。

- ①室内装飾品のうち主として金属製のもの……………**15年**
例えば、金属製の彫刻、銅像
- ②室内装飾品のうちその他のもの……………**8年**
例えば、絵画・陶磁器・彫刻（主として金属製のもの以外のもの）

(次頁へつづく)

**(4) 絵画を購入した場合、その絵画の額縁は美術品等の取得価額に含まれますか。
このほか、美術品等の取得価額に含まれるものには、どのような費用がありますか。**

一般的に、額縁はその絵画の一部として取得価額に含まれるものと考えられます。

また、購入した減価償却資産の取得価額は、当該資産の購入の代価と当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となります。

この当該資産の購入の代価とは、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等その資産の購入のために要した費用をいいます。当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額には、例えば、据付費等が該当しますので、これらの費用が美術品等の取得価額に含まれることとなります（法令 54①）。

(5) 建物のエントランスや会議室、役員室に展示している美術品等は、事業の用に供しているものと考えられますが、現在、展示を休止して倉庫等に保管されている美術品等は、事業の用に供していることにならないのでしょうか？

減価償却資産に該当する美術品等が装飾や展示に用いられている場合には、通常、事業の用に供しているものと考えられます。

お尋ねのように、倉庫等に保管され現在展示を休止している美術品等であっても、その休止期間中必要な維持管理が行われており、いつでも展示可能な状態にあるものについては、事業の用に供していることとなります。（法基通 7-1-3）

(6) 取得価額が 1 点 100 万円以上の美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、減価償却資産として取り扱うことが可能です。

「時の経過によりその価値が減少することが明らかな」美術品等とは、具体的にはどのようなものが該当しますか。

取得価額が 1 点 100 万円以上である美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」として減価償却資産に該当するものとしては、例えば、次に掲げる事項のすべてを満たす美術品等が挙げられます。

- ①会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の物が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであること。
- ②移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
- ③他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。

なお、この例示に該当しない美術品等が「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当するかどうかの判定は、これらの事項を参考にするなどして、その美術品等の実態を踏まえて判断することとなります。

(7) 平成 27 年 1 月 1 日より前に取得した美術品等の取扱い

資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」といいます。）から減価償却を行うこととなります。

この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法、旧定率法、定額法、250%定率法又は 200%定率法によることとなります。また、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は 200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にあつては中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の規定を適用することもできます（経過的取扱い）。

美術品等の取得日	原則的取扱い	平 27.1.1 に取得したものとみなす場合の取扱い
平 19.3.31 以前	旧定額法 又は旧定率法	定額法 又は 200% 定率法
平 19.4.1~平 24.3.31	定額法 又は 250% 定率法	平 27.1.1 現在、中小企業者等に該当する法人にあつては、30 万円未満の美術品等について一括償却可 (措法 67 の 5) (注) 一事業年度当たり 300 万円の上限あり
平 24.4.1 以後	定額法 又は 200% 定率法	

(8) 平成27年1月1日より前に取得した美術品等について、適用初年度において、減価償却資産の再判定を行わなかった場合、その後の事業年度において減価償却はできなくなるのでしょうか。

減価償却を行うことはできません！！適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった美術品等については、従前の取扱いのとおり、減価償却を行うことはできないこととなりますのでご注意ください。

(9) まとめ

昔、80万円で購入した絵画は、減価償却できなかったため帳簿上は80万円のままです。この昔購入した絵画も、平成27年開始の事業年度から償却できます。ただし、1月決算法人では、平成28年3月申告で減価償却を開始しないと減価償却ができないままとなり、永久に減価償却することができません。

ぜひ、現在計上されている絵画等を確認していただき、償却することを忘れないでいただきたいと思います。特に、創業者の銅像、本社玄関に飾ってあるオブジェ、他に移設することが困難な壁画等、チェックをしてください。

グリーン投資減税の改正と補助金の取扱い

Q.

弊社（青色申告の中小企業者）の営業車として、日産自動車の「リーフ」を購入します。納車は平成28年4月以降となりますが、グリーン投資減税の適用は受けられるのでしょうか。

A.

ご相談のケースでは、グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）に係る税額控除は適用することができませんが、特別償却は適用できる可能性があります。

■ 環境関連投資促進税制とは

青色申告法人が平成28年3月31日までに新品の設備等を取得等して、その取得等をした日から1年以内に国内での事業用に供した場合には、その事業供用年度で特別償却又は税額控除（税額控除は中小企業者等に限り、）を適用することができます。

■ 平成28年度税制改正の大綱

先述の平成28年度税制改正の大綱によれば、環境関連投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされています（所得税についても同様です。）。

- ① 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を廃止する。
- ② 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。
- ③ **税額控除の対象資産から車両運搬具を除外**する。

日産自動車の「リーフ」は電気自動車として、環境関連投資促進税制の対象資産です。そのため、平成28年4月以降の取得であっても改正後の環境関連投資促進税制の対象資産となります。ただし上記③にある通り、税額控除の対象資産から車両運搬具が除外される予定であるため、当該税制において適用できるのは、特別償却のみとなります。

なお、環境関連投資促進税制は、国又は地方公共団体の補助金を取得した場合には適用することができません。「リーフ」などの電気自動車は、補助金の受給対象となりやすく、仮に補助金を受取った場合には環境関連投資促進税制自体を適用することができません。その点は、ご注意ください。

【グリーン投資減税の適用対象となる車両運搬具と税制適用範囲】

(取得等の日) → 平成28年3月31日 → 平成30年3月31日

グリーン投資減税の適用対象となる車両運搬具 (電気自動車 ・ プラグインハイブリッド自動車 ・ エネルギー回生型ハイブリッド自動車)	特別償却 (取得価額×30%)	特別償却 (取得価額×30%)
	OR 税額控除※ (取得価額×7%)	—

※税額控除は、中小企業者等に限り適用が可能。

算出金額が適用事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、当該20%相当額が限度。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 46. 「印紙税の取扱い①」

法人に対する税務調査は、「法人税・消費税・源泉所得税」という3つの税金が同時に調査されるのが通常です。しかし、**契約書等が多数存在する業種・業態においては、同時に印紙税の調査もされることが多くあります。**

しかし、印紙税の税務調査は他の税金の調査と異なっている点があることは、経営者のみならず、我々税理士として注意しなければならないポイントです。

まず前提となる、我々税理士を規定している法律を確認してみましょう。

税理士法第2条（税理士の業務）

税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

カッコ書きが多くて、ややこしい文章ですが、簡単に説明すると、**税理士は印紙税の業務を行うことができません（印紙税を除くと規定されています）。**

なぜ税金の専門家である税理士の業務において、印紙税が範囲から外されているのか謎なのですが、法律にそう規定されている以上、仕方のない部分です。

さて、この事実を踏まえて、では税務調査の事前通知はどのようにして行われるのでしょうか。税務署内の規定によると、このようなルールがあります。

「法人課税部門における実地の調査においては、原則として、法人税、消費税及び源泉所得税を事前通知の調査対象税目とする。（中略）なお、原則として、**印紙税は事前通知の際の調査対象税目には含めないが、調査着手後、法人税等の調査の過程において印紙税の不納付文書（納付方法が印紙貼付によるものに限る。）を把握した場合には、事前通知事項以外の事項として調査対象に追加することを納税義務者等に説明した上で調査することに留意する。**」

というわけで、事前には通知しないが、必要であれば印紙税の調査も行うとしています。話はややこしいので、次回も同じテーマを取り扱います。

参考文献： ■ 税務通信 3360号



今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 基本を学ぶ「相続税の仕組み」

昨年、相続税法が改正されました。

第1回は「**相続税**」の基本についてお話しします。

事前の対策をしておけば、節税を図れるケースも有ります。

是非この機会に相続の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

（開催日4月12日（火）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）



あしがき

和田です。1月25日から物が二重に見えるようになり、眼科、脳神経外科を受診して、MRIまでとったのですが、異常らしい異常はなく、眼球を動かす滑車神経の麻痺ということで1か月近く経った現在も薬を服用しています。幸いなことに大分症状は緩和され、仕事に支障が出ない程度にはなったのですが、最初はかなり焦りました。なぜそのようなことになったのか原因が不明な為、対策を講じることは難しいのですが、まずは体調管理を徹底しようと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

